

## 介護保険料について

介護保険制度は、介護保険事業が適正かつ安定して運営され、市民が介護サービスを利用できるよう、負担能力に応じた仕組みとなっています。第6次計画では保険料の上昇を抑制するため、基金から1億6,719万円を取り崩し、254円程度引き下げ、基準月額保険料を4,600円とします。

所得段階区分	対象者	保険料（年額）	負担割合
第1段階	生活保護を受給している人 老齢福祉年金受給の方で本人及び世帯全員が市民税非課税の人 本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円以下の人	16,560円	55,200円 × 0.30 (軽減強化)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万を超え120万円以下の人	27,600円	55,200円 × 0.50 (軽減強化)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円を超える人	38,640円	55,200円 × 0.70 (軽減強化)
第4段階	本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円以下でかつ世帯に市民税課税者がいる人	49,680円	55,200円 × 0.90
第5段階	本人が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計額が80万円を超えかつ世帯に市民税課税者がいる人	55,200円	基準額
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	66,240円	55,200円 × 1.20
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が120万以上210万円未満の人	71,760円	55,200円 × 1.30
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が210万以上320万円未満の人	82,800円	55,200円 × 1.50
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が320万円以上の人	93,840円	55,200円 × 1.70

## 市独自・高齢者在宅生活支援助成制度について

高齢者の在宅での生活を支援するため、要介護認定を受けていない被保険者について、住宅改修並びに福祉用具の購入費用の一部を助成する制度です。

### 対象者

- ・65歳以上の方で在宅生活をしている方又はする予定の方
- ・現在、要介護認定又は要支援認定を受けていない方
- ・入浴動作確認表に該当する方(在宅の場合)
- ・主治医・リハビリ職が必要と認めた方(入院中の場合)
- ・過去に介護保険法による住宅改修・福祉用具購入の助成を受けていない世帯の方(過去に受けていても、別の箇所の改修や別の品目の購入は対象とします。)
- ・住宅改修は現地確認後に購入・着工していただきます。

まずは  
地域包括  
支援センターに  
ご相談ください!



### 助成基準・助成金額

- 1 住宅改修** (対象住宅は申請者の住民票の住所です。屋外でも敷地内であれば対象です。ただし、新増築、改修又は改築工事に伴うものは対象外です。)
  - ・手すりの設置、段差解消、床材変更、トイレの洋式化など
- 2 福祉用具購入**
  - ・入浴補助具、補高便座、ステップ台など
- 3 助成金額**
  - ・合計費用の10万円を上限に、対象者やその世帯の所得に応じて助成額が変わります。
  - ・利用者負担額は1～3割となります。
  - ・材料を購入し、利用者又はその家族が工事し設置した場合は、その材料購入費のみを対象とします。



## 第6次

# ほくとゆうゆうふれあい計画

[概要版]

(第6次北杜市老人福祉計画・介護保険事業計画)

令和3(2021)年度～令和5(2023)年度

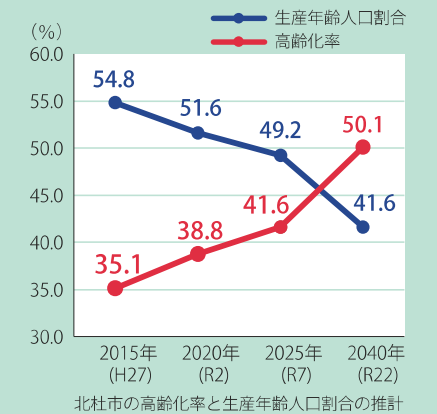


## 第6次ほくとゆうゆうふれあい計画とは?

### 計画策定の趣旨

介護保険制度が創設されて20年目を迎える中、市の65歳以上の高齢者人口は令和22(2040)年にピークを迎え介護需要が増大する一方で、社会を支える生産年齢人口が大きく減少することが見込まれています。

こうした介護需要や将来の人口構造の変化を踏まえながら、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、介護予防事業を着実に推進していくほか、認知症施策、高齢者向け住まいの確保、介護サービス基盤の整備、介護人材の確保や介護の業務効率化を計画的に推進するため、『第6次ほくとゆうゆうふれあい計画』を策定します。



### 計画の期間

介護保険事業計画は、3年を1期とする計画が義務づけられており、本計画期間は令和3(2021)年度を初年度として令和5(2023)年度までの3年間の計画となります。

### 基本理念

#### 住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくり

～ めざそう 生涯現役で支え合うまち 北杜 ～

第6次ほくとゆうゆうふれあい計画では、「住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくり」を基本理念としています。「人生100年時代」といわれる現代において、

- 地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを目指すこと
- 地域全体で高齢者を支えていく体制づくりを目指すこと
- 心身が充実した状態で豊かな生活を送るための介護予防・健康づくりに取り組むこと

をビジョンに掲げ、「めざそう 生涯現役で支え合うまち 北杜」をサブフレーズに、健康で、支え合いながら、安心して暮らせる地域づくりを住民・ボランティア団体・サービス提供事業者等の地域の多様な活動組織と行政が協力して取り組んでいくことを目指します。

### 北杜市役所

介護支援課 TEL : 0551-42-1333 〒408-0188 山梨県北杜市須玉町大豆生田961-1  
FAX : 0551-42-1125 ホームページ <https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/>

地域包括支援センター (高根総合支所内) TEL : 0551-42-1336 〒408-0002 山梨県北杜市高根町村山北割3261  
FAX : 0551-47-3778 ほくと元気100歳NET <https://www.city.hokuto.yamanashi.jp/genki100/>

# 第6次ほくとゆうゆうふれあい計画 施策の展開

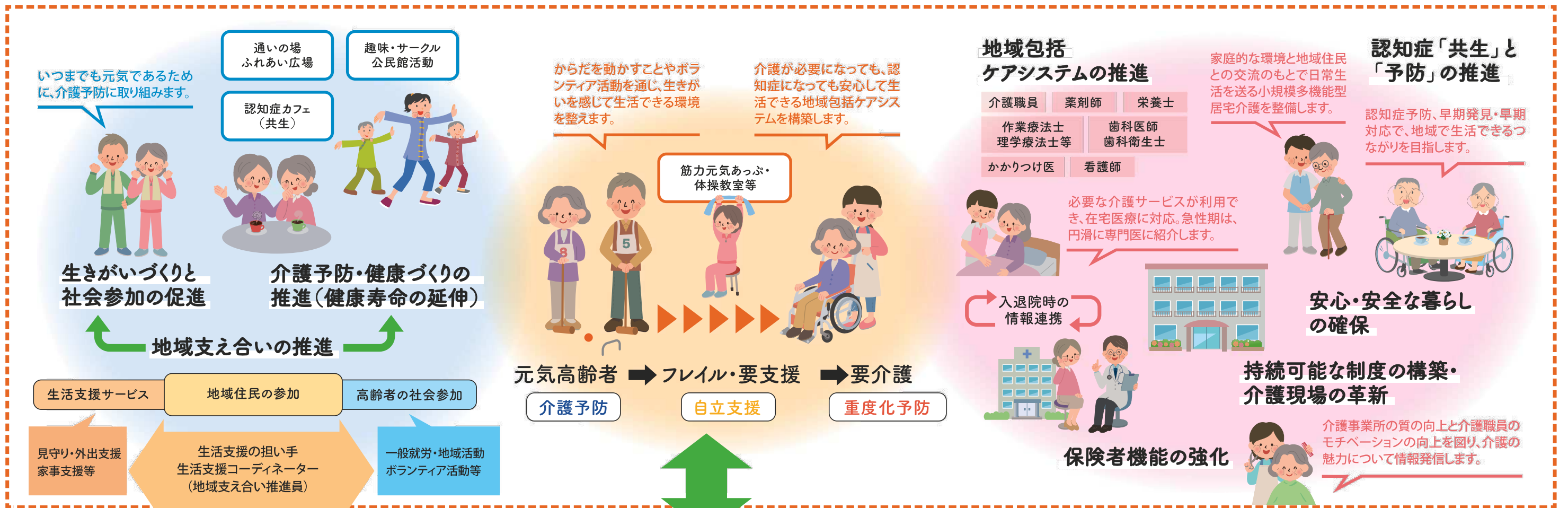
「住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるまちづくり～めざそう 生涯現役で支え合うまち 北杜～」の実現をめざし取り組みます。

## 1 生涯現役で活躍できる社会づくり

- 介護予防・健康づくりの推進 (健康寿命の延伸)
- 基本目標1** 介護予防・健康づくりの推進 (一般介護予防事業等の推進)
- 基本目標2** 地域のつながり機能の強化 (介護予防・日常生活支援総合事業の推進)
- 基本目標3** 質の高いケアマネジメントの実現
- 生きがいがづくりと社会参加の促進

## 2 最期まで自分らしく暮らし続けられる地域づくり

- 地域包括ケアシステムの推進 (多様なニーズに対応した介護の提供・整備)
- 基本目標1** 介護サービス基盤、高齢者向け住まいの確保
- 基本目標2** 医療と介護の連携
- 基本目標3** 地域ケア会議の開催
- 基本目標4** 地域包括支援センターの機能強化
- 基本目標5** 地域づくり (地域生活を支える基盤の整備)
- 認知症「共生」と「予防」の推進
- 基本目標1** 認知症予防と早期発見体制の強化
- 基本目標2** 認知症家族介護者への支援
- 基本目標3** 認知症高齢者等の権利擁護に関する取組の推進
- 安心・安全な暮らしの確保



### 地域共生社会の実現

支え・支えられる関係の循環  
～誰もが役割と生きがいを持つ  
社会の醸成～

これから高齢化が一層進む中で、各制度の支援メニューを活用して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市の包括的な支援体制の構築を目指していきます。



### 高齢者とその家族の相談窓口

悩みや困りごと等  
お気軽にご相談ください!



- 【地域ケア会議】**  
・地域資源のネットワーク化  
・地域課題の把握→政策化
- 【包括的ケアマネジメント】**  
・総合相談 ・権利擁護  
・介護予防ケアマネジメント

### 地域包括支援センター

- 【保健師】** 介護予防のお手伝い
- 【社会福祉士】** みなさまの権利を守る
- 【主任介護支援専門員】**  
地域のネットワークづくり

## 3 よりよい介護サービスの提供・利用

- 保険者機能の強化 (地域保険としての地域のつながり機能・マネジメント機能の強化)
- 基本目標1** PDCAプロセスの推進
- 基本目標2** 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金による財源の確保
- 基本目標3** データの利活用と介護給付適正化の推進
- 持続可能な制度の構築・介護現場の革新
- 基本目標1** 介護人材の確保
- 基本目標2** 介護現場の革新

## 4 新型コロナウイルス感染症に配慮した取組

※地域共生社会：子供・高齢者・障がい者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会